

### III-1-⑧温室効果ガス対策の歴史

#### COPの変遷

	京都議定書	パリ協定	グラスゴー気候合意
合意年	1997年	2015年	2021年
目標の決定	削減目標は政府間交渉で決定(トップダウン方式)	削減目標を各国が自ら決定(ボトムアップ方式)	1.5°Cの温暖化に向け、必要に応じ削減目標を再検討(ボトムアップ方式)
目標	38カ国の参加による調整	温暖化は、2°Cを下回る水準を維持し、1.5°Cに抑える努力をする	温暖化は、1.5°Cとする努力を追求する
運用のポイント	・先進国にCO2排出削減の義務が発生。罰則もある ・発展途上国へのCO2排出削減は義務なし	・196カ国・地域に温室効果ガス削減目標の策定とその報告を義務付け ・ただし、目標達成の義務・罰則はなし	・温暖化1.5°Cに抑える努力を追求すると明記 ・排出削減対策が取られていない石炭火力の段階的削減 ・途上国への資金支援の強化 ・温暖化ガス排出量の取引ルールの合意
課題	・地球規模の問題なのに、参加国が限定的で、かつ、削減が罰則付きと厳しい内容	・全参加国・地域の合意は、国連史上画期的ではあるが、目標達成へ動き出す知恵が求められた	・各国とも、社会システムの変革を含めた大胆な対応が必要とされるため、何をどう実行に移すかが大きな課題

出典:

外務省資料

(気候変動に関する国際枠組み)

経産省資料1 | 経産省資料2

(あらためて振り返る「COP26」)

SDGs Action